



平成19年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 な と り
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 名 取 三 郎
(コード番号 2922 東証第1部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 小 林 眞
電 話 番 号 0 3 (5 3 9 0) 8 1 1 1

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。この度、平成19年3月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定について、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員体制の現状については、牽制機能の発揮等を期待して、取締役のうち2名は当社と利害関係を有しない専門家である社外取締役が就任し、監査役のうち3名は法律・会計等の専門家である社外監査役が就任している。このようなガバナンス体制の下に、業務全般にわたり引き続きコンプライアンスを基本とした執行を推進する。
- (2) 総務部は各年度コンプライアンス推進計画を策定し、コンプライアンス委員会を核として、諸研修の実施等により、経営理念、企業行動規範、役員・社員行動規範等の徹底を図る。
- (3) 報告相談窓口（ヘルプライン）を設置し、情報の確保を図ると共に、なとりグループ及び協力会社各社の役員・社員の相談及び通報に適切に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会で承認された文書取扱規定文書保存規定、並びに所定のコンピュータ管理規定等に従い、文書又は電磁的に記録し保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じ閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 総務部が、「リスク管理に関する基本準則」を常に見直し、その対象であるリスク及びコンプライアンスを、全社レベルにて所管する。
- (2) 各部門所管業務に付随するビジネス・リスクに関しては、その管理は各々の担当部門が行う。
- (3) リスク対応能力の向上を図るために、各部門で管理するビジネス・リスクをリスク管理委員会が取り纏め、リスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。

- (4) リスク管理委員会の小委員会として品質管理委員会及び情報セキュリティ委員会を設置する。
品質管理委員会は、なとりグループ及び協力会社の品質に関するリスク管理を行う。また、情報セキュリティ委員会は、情報資産の適正な管理体制を構築・維持し、継続的改善を行う。
- (5)(1)及び(2)のモニタリングは経営監査部が担当する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回の定例取締役会及び必要に応じ随時の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 各部門の定量、定性両面からのコミットメントをベースとした予算・実績管理を強化すると共に、適時に取締役会に報告する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 経営理念、行動規範等はなとりグループ共通であり、グループ一体として遵法意識の向上に努める。
- (2) グループ各社の役員を兼任する当社の役員を中心に各社の運営を監督する。
- (3) 経営監査部はグループ各社の業務監査を担当する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務の補助の主担当部署は、経営監査部とする。
- (2) 監査役は、必要に応じ、監査業務を補助する社員を指名することができる。(経営監査部以外の社員を含む。)
- (3) 監査役の求めに応じ指名された社員は、監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前項の監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う社員は、その職務に関して、監査役以外の者の指揮命令は受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役又は監査役会の求めに応じ該当する事項について、監査役又は監査役会に報告を行うものとする。
- (2) 経営監査部は業務監査結果について監査役会に随時報告を行い、また適時に連絡会を開催し意見交換を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は必要に応じ、社内の全ての会議に出席できるものとする。
- (2) 監査役又は監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と適時に意見交換を行う。

以上

制定：平成18年5月22日

改定：平成19年3月23日